



ジャンジラジム会員規約

本規約は、ジャンジラジム(以下「当ジム」といいます)の会員等に関する事項を定めるものです(以下『本規約』といいます)。

第1章 会員・入会

会員とは、当ジムが定める手続きにより入会を申し込み、本規約及びその他会則を承認された方になります。

- ◎ 以下の方々は、当ジムに入会できません。
 - ・ 心臓、頭部、神経等に疾患のある方。但し軽微な疾患で医師の許可がある場合は除きます。
 - ・ 暴力団、極右、極左の構成員及び薬物常用者、当ジムの他の会員と円滑な施設利用に支障をきたす等、当ジムが不適当と認める方。
- ◎ 注意すべき持病のある方は、当ジムへの入会申込み前に申し出て下さい。
- ◎ 未成年者の入会に際しては、同意書に保護者が記名・捺印をし、提出してください。

第2章 当ジムの利用

- ◎ 会員は、自己の責任において、自らの健康を管理し、良好な健康状態で、練習参加等、当ジムを利用してください。
- ◎ 当ジム内では、会長、インストラクターの指示に従って下さい。スパーリング又はマssqlスパーリングは、会長の事前承諾及び指揮監督がなければ行えません。
- ◎ 練習用具等の携帯品は、会員が各自で管理してください。ジムでは紛失、盗難等の責任を負いかねます。

第3章 入会金・月謝の支払い等

- ◎ 当ジムへの入会申込みの際し、会員は、入会金及び最初の2ヶ月分の月謝、スポーツ保険料を支払うものとします。
- ◎ 月謝は、正確な日割りをしません。(1～15日は全額、16～末日は半額とする。)
- ◎ 月謝の支払いは、会員が当ジムへ口座振替依頼書を提出し、会員の指定口座から毎月27日(休日の場合は翌営業日)に翌月分として引落としされます。
- ◎ 但し、口座振替依頼書の提出日が前々月の16日以降(例:5月分の引落を開始する為には3月15日までに提出)になり、月謝の引落とし登録が間に合わない場合は、速やかに未納分を当ジム窓口にてお支払いください。
- ◎ 会員の指定口座の残高不足又はその他不備等により上記引落としができなかった場合は、翌月の引落とし時に合算されて引落としがされます。(その際、手数料として別途1000円いただきます。)
- ◎ 月謝等の未納がある場合は、支払いが確認できるまでは練習に参加、退会、休会はできません。
- ◎ 月謝の長期滞納者については、請求書をお送りする場合があります。
- ◎ 月謝の滞納が4ヶ月分となったときは、自動的に強制退会になります。
- ◎ 再入会を希望する場合は、滞納分の月謝を支払ったのち、再度入会の手続きをおこないます。
- ◎ 休会・退会、又はコース変更に伴い月謝金額が変更になる場合、会員はそれら事情の発生する前月10日までに、直接当ジムに来店のうえ、申し出るものとします。
- ◎ 会員が上記期限までに上記申し出をしなかったことによる不利益(次月以降の分の月謝が引落されてしまった場合を含みますが、これに限られません)は、全て会員が負担し、当ジムに請求することはできないものとします。
- ◎ 休会は2か月目からとし4ヶ月間までとします。1か月のみの休会はできません。
- ◎ 退会、休会をする場合、休会・退会届を提出してください。届がない場合は、1ヶ月の内1日も当ジムを利用することがなくても、月謝を支払うものとします。
- ◎ 退会、休会をする場合、電話、メール、ハガキ、FAX、SNSからなどではなく、直接ジムに来店の上、手続きしてください。
- ◎ 休会期限終了月の前月27日(休日の場合は翌営業日)から月謝の引落としが自動的に再開されます。その際、連絡はしませんのでご注意ください。

- ◎ 現金支払い、又は銀行口座引落とし等により入会金又は月謝等の名目で当ジムに支払われたお金は、如何なる理由であっても、返金されません。また、他の支払いへの充当（相殺）をすることもできません。
- ◎ 入会金0円キャンペーンで入会した場合、6ヶ月以内の休会、退会はできません。

第4章 スポーツ保険・年会費について

- ◎ 当ジムではスポーツ保険の加入を義務付けています。（毎年4月～翌年3月までの1年間加入）
- ◎ 毎年2月27日の引き落としには年会費（スポーツ保険含む）が加算されます。
- ◎ 新規入会の際は、入会受付日より4営業日後（金融機関）～3月末日までの加入となります。
- ◎ この保険はアマチュアスポーツ団体専用の保険の為、5人以下での活動中、及びプロ選手には適用されません。

第5章 当ジムの責任等

- ◎ 当ジム内外で起きた（練習中、試合中も含みますが、これらに限られません）ケガ、けんか、盗難等の事件・事故について、当ジムは一切責任を負いません。
- ◎ よって、会員は、当ジムに対し、上記各事件・事故について損害・損失（治療費、通院費、慰謝料、損害補償等を含みますが、これらに限られません）の賠償その他法的請求をすることができません。
- ◎ 会員が当ジム内の設備又は備品等を破損又は紛失させたときは、その会員は、当ジムに対し、補修、取替の実費並びにその他休業損害等の損害を賠償するものとします。
- ◎ 会員の作為若しくは不作為の行為に基づき又はこれらに関連して当ジムらが何らかの損失又は損害（第三者との間の紛争に関連して支払った損害金、損失金等を含みますが、これらに限られません）を破った場合、その会員は当ジムに対し損害及び損失を賠償するものとします。

第6章 利用停止・除名・閉鎖

- ◎ 会員が死亡した場合、退会となります。
- ◎ 次の各号の一つに該当すると認めた場合は当ジム利用の一時停止又は除名することがあります。
 - ・ 入会に際して、虚偽の申告をしていたことが判明したとき。
 - ・ 当ジムの設備又は備品を故意又は重大な過失により毀損又は紛失させた場合。
 - ・ 本規約又はその他規則に違反した場合。
 - ・ 当ジムの名誉・信用を毀損し、秩序を乱した場合。
 - ・ 会員として品位を損なうと当ジムが認める非行があった場合。
 - ・ 心臓・頭部・神経等に疾患のあることが判明した場合。但し、軽微な疾患の方で医師の許可する場合は除きます。
 - ・ 暴力団、極右、極左の構成員及び薬物常用者であることが判明したとき。
- ◎ 次の事由により当ジムの施設の全部又は一部を一時的に閉鎖することがあります。この場合、当ジムは会員に対し、補償等の法的責任を一切負担しません。
 - ・ 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当ジムの業務遂行に支障がある時。
 - ・ 当ジム又は当ジムの入居する建物の施設の改造又は補修工事の実施の時。
 - ・ 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した時。

第7章 クラス変更

- ◎ 選手の試合やイベントの為、担当のクラスが変更やお休みになる場合があります。
- ◎ 災害、悪天候のため、やむをえずお休みさせていただく場合があります。
- ◎ 予告なしに担当インストラクターが変更になる場合があります。

第8章 その他

- ◎ 本規約又はその他規則は、会員の了承又は会員への通知なくして、追加、削除又は変更される場合があります。会員はこれを予め承諾します。

以上